平成３０年度　長与町総合教育会議

１　日　時　　平成３０年１０月２６日（金）　１５時００分開会

２　場　所　　長与町役場４階第１委員会室

３　出席者

町　　長	吉　田　愼　一
教　育　長	勝　本　真　二
教育委員会委員	原　田　成　信
教育委員会委員	古　賀　清　彦
教育委員会委員	廣　田　敬　子
教育委員会委員	仁 田 千 都 子

４　事務局

総務部総務課、教育委員会事務局教育総務課

５　会議録

〇荒木総務課長

皆さんこんにちは。

本日は御多忙の中、御出席をいただきありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今から、平成３０年度長与町総合教育会議を開会いたします。

会議はお手元の資料に即して進めさせていただきます。

以降、着座しての進行になります。

御了承ください。

初めに吉田町長より御挨拶をいただきます。

〇吉田町長

皆様こんにちは。

本日はお足元の悪い中、御参集いただきました。

教育委員会委員の皆様方には、日頃より子供たちの教育の充実、そして青少年の健全育成に御尽力賜っております。

特に学校教育におきましては、体育面とか文化面等々ありますけれども、先生方、保護者の皆様方、そしてまた地域の方々に対しましても熱心に取り組んでいただいており

まして、心より敬意を表するところでございます。

先日行われました、全国学力テストというのがございましたけれども、その中でも「教育の町 長与」と言われるほどの高い結果を出していただいておりまして、長崎県はもとより全国的にも高いレベルの成績が出ているようでございます。

今後とも「教育の町 長与」と言われるような形で、教育の面だけではなくて、色んな面で取り組んでまいりまして、そして「教育の町 長与」という形のようなものを今後とも作ってまいりたいというふうに思っております。

この総合教育会議というのは、形ができて４年目になりますけれども、今後とも教育委員会と町とが連携を深めまして、こういった話し合いを重ねながら、よりよい教育の実践というのを目指して、そして「教育の町 長与」をさらに高めていきたいと考えております。

今日は総合教育会議ということで、皆様方の忌憚ない御意見をお聞かせいただければと思っておりますので、どうかひとつよろしくお願い申し上げます。

○荒木総務課長

ありがとうございました。

続きまして、勝本教育長より御挨拶をいただきます。

○勝本教育長

皆さん、こんにちは。

本日お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

町長様には、御多用の中、本会を開催していただき、誠にありがとうございます。

町内の各小中学校では、学校教育目標の具現化を目指し、日々それぞれに特色ある活動を展開し、保護者や地域の皆様の御協力により、心豊かでたくましい子供たちが育ちつつあります。

また、町長様におかれましては「教育の町 長与」の推進のため、財政事情が厳しい中、次代を担う子供たちの教育の推進のために、先行投資という形で予算確保をしていただき、教育環境整備等に力を注いでいただいておりますことに対しまして、この場を借りて感謝申し上げる次第でございます。

このことにより、先の町長さんもおっしゃいましたが、全国学力学習状況調査では、全項目で平均正答率が全国平均を上回るなどの成績を上げることができたことを大変嬉しく思っています。

さて、本日の総合教育会議の議題は、レジュメにありますようにコミュニティ・スクール及び義務教育学校についてが中心になるかと思いますが、どうぞ皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただきまして、充実した会にしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしまして、甚だ簡単でございますが、開会の挨拶といた

します。

○荒木総務課長

ありがとうございました。

次に、本会議の構成員を紹介いたします。

吉田愼一　長与町長。

教育委員会　勝本真二　教育長。

教育委員会　原田成信委員。

同じく　古賀清彦委員。

同じく　廣田敬子委員。

同じく　仁田千都子委員。

以上の方々となります。

本日はよろしくお願いいたします。

これより議事に入る前に、総合教育会議の概要につきまして事務局より説明をいたします。

○関口総務課行政係長

お手元の資料１総合教育会議の概要につきまして簡単に御説明いたします。

会議の主旨といたしまして、長与町総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、町長と教育委員会が連携を強化し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、対等な執行機関同士が、協議・調整を行うために開催しております。

会議のポイントといたしまして、会議の設置は町長が行い、構成員は町長と教育委員会となっております。

また、会議の招集も町長が行い、会議での協議・調整事項は、教育政策に関する事項となっており、町長と教育委員会は、会議において協議・調整を行い、合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行することになっております。

そして、会議は原則公開とし、議事録を作成し、これを町のホームページで公表しております。

事務局は、総務部総務課が、教育委員会事務局教育総務課と連携を図りながら行っております。

簡単ではございますが、以上となります。

○荒木総務課長

それでは会議次第に従いまして、議事の方に移りたいと思います。

本日は、コミュニティ・スクールについて、義務教育学校について、それから町立小

中学校等空調設備整備についての３つの議事につきまして、意見交換を行いたいと考えております。

それでは初めに、コミュニティ・スクールについての内容につきまして、事務局から説明をいたします。

○金﨑教育委員会理事

それでは、コミュニティ・スクールにつきまして、（会議資料を投影した）前のスライドを使いまして、説明をさせていただきます。

まずはコミュニティ・スクールですが、学校運営協議会制度というところをコミュニティ・スクールということで、今からお話をさせていただきます。

この制度につきましては、長崎県教育委員会の方では、２１市町に対しまして、「平成３２年度４月より所属するどこか１校以上の小中学校を指定してこれを始めるように」ということの通知が参っております。

本町といたしましては、５つある小学校全てをコミュニティ・スクールに指定をしまして、そこで実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

コミュニティ・スクールにつきましては、（資料２の）真ん中の方に人が集まっている様子がございますが、地域の皆様方の代表あるいは保護者の代表、そして、地域の学校の運営活動の推進員などの皆様方にお集まりいただきまして、お話し合いをしていただくことになりますが、この学校運営協議会の主な役割でございますけれども、その役割は、（資料２の）下の方をごらんください。

こちらの方（資料２の下段〈学校運営協議会の主な役割〉）の枠です。

学校運営協議会の主な役割ですが、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するという働きが１点ございます。２つ目ですが、学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができるという機能がございます。３つ目ですが、教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができるという働きがございます。

これにつきましては、地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の第４７条の６で、これが定められているところです。

人が集まった会議（資料２の中央上段「学校運営協議会」の枠）の右側の方を御覧ください。これは学校のイメージです。

この学校の方で、校長が学校運営の基本方針を策定いたしまして、それを学校運営協議会に持ち込み、説明をいたします。

この運営方針等について、この中で話し合いをしていただいて、それが承認をされていく、あるいは御意見をいただいて、修正して承認をされるというふうなことで運営の方針が決まるということになります。

また、学校それぞれの運営や教育活動についても、それぞれの項目について説明をし、

それについて意見を述べることができるというふうになっております。さらに、学校運営に関してですが、教育委員会に対しても、その意見を言うというふうな機関になっているところでございます。先ほど説明した役割の３つ目ですが、教職員の任用に関して、都道府県教育委員会に対して意見を言うことができるというふうな機能もございます。

ただ、今検討しているところではございますが、本町としましては、規則の中に、この３つ目の規則は、本町の教育委員会が所管する事項でございませんので、今のところは、学校運営の基本方針の承認あるいは学校運営についての意見を述べるという、この２つの機能を持った学校運営協議会を立ち上げようというふうに今計画しているところでございます。

長与町内の小中学校は、長与小・長与北小、長与中の校区にありますこの二つの小学校、そして、長与第二中学校の校区にあります洗切小・長与南小、そして高田中学校の校区にあります高田小、そして、南小の一部もそういうふうに通っておりますが、この５つの小学校区でコミュニティ・スクールということをやりたいというふうに考えております。

それにつきましては、長与町のコミュニティについては、小学校区を基本として、コミュニティが形成されておりますので、そこのところで、コミュニティ・スクールというふうな言い方で、この５つの小学校に置くというふうなことを検討しているところでございます。以上でございます。

○荒木総務課長

以上で説明が終わりました。

委員の皆様から御意見等ございましたら、承りたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○吉田町長

確認ですけれども、今回コミュニティ・スクールを立ち上げるということについて言えば、学校運営の基本方針に関する学校側の説明に対して、学校運営協議会に承認をしていただくということが１点、もう１つは、学校運営・教育活動に関する学校側の説明に対して、学校運営協議会から意見をいただくという、この２つをまず今回やっていこうということでいいですね。

（事務局の職員が頷く）

はい。わかりました。

○荒木総務課長

ほかにどなたかございますか。

古賀委員。

○古賀委員

現在、長与町内でも、学校支援会議というものが活動されていると思いますが、それの延長線的な考えなのか、また新たなものなのか、基本となるのはそこら辺の組織なのかなと思いますけども、今のその支援会議等で、扱った中での学校に対するコミュニティ的な活動は、ある程度うまいこといっているのが実情でないのかなと思いますが、そこら辺の何といいますか兼ね合いとか、またちょっと変わってくるものなのかっていうところをもう少しお聞かせいただければと思います。

○金﨑教育委員会理事

今、御指摘のとおり学校支援会議というところで、学校の様々なところの支援をしておりますが、このコミュニティ・スクールにつきましては学校支援会議を受け継いだ形で、やっていくということになります。

ただ、コミュニティ・スクールは、そこの会議の部分だけをもってコミュニティ・スクールというふうにしておりまして、今支援をしていただいています、例えば除草作業であるとか、あるいはお米作りであるとか、あるいは餅つきを支援していただく、あるいは交通の見守りや登下校の見守りを支援していただく、色んな団体に支援をしていただいていますが、そこは活動体というふうなことの形で、今の形をほとんどそのまま受け継いで、これを形成していきたいと思います。

ちょっと説明が今うまくいっていないかもしれませんが、コミュニティ・スクールというのは、会議体で話し合いをしていくところ、そして、活動体というところを作っていって、そこで具体的な支援をしていくというふうなことでやっていきたいというふうに思ってますので、この形は受け継いでいきたいというふうに思っております。

○荒木総務課長

ほかに何かございますか。

（委員からの質疑なし）

よろしいでしょうか。

それでは御意見等がないようでしたら次の議事に移りたいと思います。

続きまして、義務教育学校についての内容につきまして、事務局から説明をいたします。

○金﨑教育委員会理事

それでは、義務教育学校につきまして、これは何年を目途とかいうことではなくて、こういうことを考えたいというふうなことでの、考え方の提案ということでお聞きいただければと思います。

ここ（資料３）に提示をしておりますのは、多久市の義務教育学校の構成のところを上に置かせていただいています。

佐賀県の多久市では、時間をかけまして、小中一貫校を３つの校区で作っております。

これを義務教育学校というふうに称しておりますが、多久市のケースでは２つの小学校と１つの中学校、これが２つのグループにありまして、もう１つが、３つの小学校と１つの中学校で１つのグループを形成しています。それぞれ小中一貫校というふうにしていますが、それが義務教育学校というふうに名前を変えております。

この特徴につきましては、下の表の学年のところを見ていただきたいんですけれども、括弧書きで小１・小２・小３・小４というふうに小６まであります。そして括弧書きで中１・中２・中３というふうになっています。

これが、現在のいわゆる小中学校での学年ということになりますが、これが義務教育学校というふうになりますと、一貫しまして１年生から９年生までつけているところが多くございます。

多久市の事例は、多久市だけではなくて、これが義務教育学校の多くのケースで、こういうふうな名称になっております。

さらに、この大枠でこれを多久市の場合は、３つの期というのを分けておりまして、前期・中期・後期というふうに分けております。

前期の位置付けが学習や生活の基礎基盤確立期です。中期が小中学校の内容充実期、そして後期を一貫教育成熟期というふうにしております。

長崎県も本年度から義務教育学校が作られております。佐世保市の方で、黒島小中学校、そして浅子小中学校で作られておりますが、ここは前期が小学校６年生まで、そして、後期が中学校１年生・２年生・３年生に当たる学年でございます。

そういうふうな切り方もあるかなと思いますが、全国多くのところは、ここにスライドに提示をしています、前期・中期・後期というふうな分け方が多いというふうに考えています。

担任制のところが変わっておりまして、御案内のように、小学校は学級担任制というのを敷いております。

ほとんどの教科を、学級担任が担当するというふうなことです。一方、中学校の方は教科担任制でございまして、それぞれの教科はそれぞれ専門の先生が教えていくというふうなことです。それを義務教育学校では、中学校の先生と小学校の先生が混在をいたしますので、中学校の先生が小学校に行って、そして専門の教科を教えるというような、教科担任制を中期から行っているというふうなところがございます。

この多久市の例も、そのとおりです。そこで、（資料３の下段の表の）発達段階に即した教育というところを読ませていただきますが、これまでの小学校教育の良さを生かし、きめ細かな指導による基本的な生活習慣の確立や、学習における基礎的・基本的内容の習得と定着を図るというところが前期です。中期は、小学校生活から中学校生活へ

のスムーズな移行が図れるように、小中学校の教員が共同して、より専門性を生かした指導に当たります。

少し説明をさせていただきますが、今、小学校の方では外国語活動というのを強化していまして、外国語科が誕生しようとしております。この中学校の英語の先生が、小学校で専門的に教えるというふうなことが、これで可能になるかというふうに思います。

さらに、音楽であるとか美術であるとか、あるいは家庭科であるとか、こういった科目の先生が小学校で専門的に教えるというふうなことも、ここで可能になるというふうに思っています。

続けて、中期のところの下の段落に行きますが、これにより学力の充実や向上を図るとともに、社会性や規範意識を培うことができるというところです。

後期に入りますと、義務教育９年間の総まとめの期間として、個性と能力を伸ばし、自己表現に向けて積極的な態度を育て、進路希望の実現を目指していくというふうな段階になります。

小学校６年生と中学校１年生ですが、会議資料の中には書いておりませんし、スライドの中にも入れておりませんが、小学６年生と中学１年生の間のことを、一般的に「中１ギャップ」というふうに呼びます。中１ギャップにおいて何が形として課題になっているかといいますと、これが不登校あるいは不登校傾向が増えるというふうなところがこのギャップでございますが、ここを、同じ学校の中学校の先生が教科担任をすることによって、うまくギャップが下がっていくというふうなことの実例もございまして、義務教育学校におきましては、いわゆる中１ギャップによる不登校というのが、かなり減っているというふうな報告もあっております。

そういった点でも、大変有効な学校の制度かなというふうに思っています。こういった義務教育学校について、今後考えていくということも、有効な施策になってくるのかなというふうに思いますが、ここはその考え方の提案ということで、とどめさせていただければと思います。以上でございます。

○荒木総務課長

以上、説明が終わりました。委員の皆様からですね、御意見等承りたいと思います。何かございますか。

原田委員。

○原田委員

今、説明の方がありましたが、県内の方でも野母崎あたりであっているかと思っております。

そういう中で、これは小中一貫校となった場合のメリットといいますか、どういうふうないいことがあるかというふうなことがもしお聞きしてあれば、ちょっと御報告いた

だければと。

○金﨑教育委員会理事

メリットが幾つかございます。

まず、大きなメリットは学力の向上でございますが、専門的な先生がその中期の時期におきまして、中学校卒業までに向けた授業を構築することができますので、そういった点で学力の向上というのが望めます。これが大きなメリットの１つです。

２つ目が、先ほども御説明をさせていただきましたが、中１ギャップというのをかなり取り除くことができて、不登校あるいは不登校傾向の生徒が少なくなるというふうな点がございます。３つ目が、生徒指導については、１年生から９年生までの発達段階を学校の先生がずっと見ることができますので、そういった点で、発達段階に応じた指導が、それぞれの学年の担当の先生でできるというふうなことが、大きなメリットかなというふうに思います。以上でございます。

○荒木総務課長

ほかにございますか。

仁田委員。

○仁田委員

今の御説明で、メリットはよくわかったんですけれども、逆にデメリットみたいなことは、どのようなことが想像されるのかちょっと疑問に思いました。

○金﨑教育委員会理事

それではデメリットにつきまして、お答えさせていただきます。

これは、義務教育学校で実施されたところでの報告として上がってきたデメリットでございますが、大きな点は、そこに所属する子供、児童生徒をまとめて子供というふうにいいますが、その子供たちのグループが変わらずに、１年から９年までいくというふうなことが、デメリットというふうに考えております。

もしかしたら中には、学習についての能力、つまり、一般的にあの子は仲間で学習ができると思った子は、そのままいくかもしれませんし、自分はできないと思うと、そのままできるにもかかわらず、そのままいくということがあるかもしれません。

顕著なのはスポーツかもしれません。足が速いとか遅いとかっていうことが、そのままいくというふうなことですね。そういった発達の中において逆転するとか、あるいは成長するというところが、そういった点で多少ですね、阻害されるんではないかというふうなことでございますので、阻害されたという事実ではなくて、ないかというふうなことでありました。そういったメンバーが変わらないという点がデメリットとして報告

されております。以上でございます。

○荒木総務課長

ほかに何かございませんか。

古賀委員。

○古賀委員

この一貫校というのは、児童生徒数の関係でどうしても合併せざるを得ないところで実際行われているのか、メリットを求めての一貫校という考え方を進めているのか。それぞれあるとは思いますが、実際多久市あたり、やってるところはどういった経緯で設置しているのか。そこら辺もわかる範囲で説明をいただきたいと思います。

○金﨑教育委員会理事

この一貫校の設置の経緯でございますが、御指摘あったところの２通りあるかと思います。

県内につきましては、数が少なくなりましても、小中一緒にした方がいいというふうな点で一貫校としてなされているところがありますし、それは他の都道府県におかれましても、ごく小規模校におきまして、そういった一貫校としての位置づけがあるかというふうに思っています。

２点目でございますが、この多久市の事例につきましては、学力の向上と、そしていわゆる生活指導・生徒指導という２点で、一貫校・義務教育学校ができたというふうな経緯です。

この一貫校につきましては、東京の三鷹市が日本の中では積極的に、結構初期段階でやったところだというふうに思っていますが、ここにつきましても、一貫した生徒指導を行いたいということ、そして、そのことによって学力を向上させたい、子供たちの能力を伸ばしたいというふうなことでやられたところでございますので、そういった大きな点で２つの意味合いがあるかなというふうに思っています。以上です。

○荒木総務課長

ほかに何かございませんか。

（委員からの質疑なし）

皆様よろしいですか。

それではほかに御意見等がないようでございましたら、本日最後の議事に移りたいと思います。

町立小中学校等空調設備整備についての内容につきまして、事務局から御説明をいたします。

○宮司教育総務課長

それでは、町立小中学校等空調設備整備につきまして御説明いたします。

長与町立の小中学校における教育環境の向上、給食調理場の環境改善を図ることを目的として、すべての学校の普通教室、調理室及び長与南小学校学校給食共同調理場に空調設備を設置するものです。

９月の議会におきまして、空調設備設置工事の設計業務委託の予算を承認していただきまして、現在準備を進めているところです。

空調設備を設置する教室は、普通教室と給食室とします。

給食室につきましては、以前より空調設置の要望があっておりまして、夏場の室温が高くなることから、今回、普通教室と同時に設置する計画を立てております。

また、空調設備機器の動力源につきましては、ＧＨＰガスエンジンヒートポンプと、ＥＨＰ電動ヒートポンプの２つを想定しており、ガスの特徴としましては、燃料にガスを使用する。室外機から排気ガスが出る。また、定期的なメンテナンスが必要となるということです。

電気の特徴としましては、電気モーターを使用する。メンテナンスが不要となっており、現在、長与小学校以外につきましては、ＥＨＰ電動ヒートポンプを動力源として想定をしております。

今後、詳細な実施設計が上がってきてから、動力源についてははっきりとした決定をしたいというふうには考えております。以上で説明となります。

○荒木総務課長

説明が終わりました。

委員の皆様から何かございませんでしょうか。

廣田委員。

○廣田委員

ガスエンジンヒートポンプの方は、ガスを使用するとか排ガスが出るっていうことは分かるんですが、利点としてどういうことがございますでしょうか。

○宮司教育総務課長

現在、ガスと電気でどちらがいいのかっていうことで、ずっと検討しております。ガスの方の利点としましては、定期的なメンテナンスを行うということにより、専門的な点検で設備に目が行き届くというのが１番の利点というふうに考えております。

調査を行ったところ、ガスと電気のランニングコストにつきましては、現在ほとんど変わらないという結果が出ております。

電気の１番のデメリットは、受変電施設の増設等が必要ということになります。

ただ、長与町の場合、調査を行いましたら、受変電施設を全面的に変えないといけない箇所が高田小学校のみになりまして、ほかの学校につきましては、受変電施設の一部増設とか、変圧器を変えるっていうことで済むっていうことが今調査の段階で出ております。通常、受変電施設の工事費がかかるので、電気の方の工事費が高くなるっていうことなんですけれども、高田小学校以外につきましては、それほど電気の工事費が高くなるということは今のところ想定はしておりません。以上です。

○荒木総務課長

よろしいですか。ほかに。

古賀委員。

○古賀委員

この表にあるんですけども、長与小学校の給食室がなしということは、新築のときにもう導入済みということで、よろしいでしょうかね。

○宮司教育総務課長

はい、長与小学校の方は、現在ガスの空調が設置されております。新築のときに設置をされております。

○荒木総務課長

ほかにございませんでしょうか。

（委員からの質疑なし）

皆様よろしいでしょうか。

ほかに御意見等がないようでございましたら、予定しておりました議事は以上となります。

それでは次第の７ですね、その他の方に移ってまいります。

こちらの方ですね、あと特段の事務局から用意しているものはございませんが、委員の皆様から何かございましたら、よろしくお願いしたいと存じます。

（委員からの質疑なし）

何もないようでございましたら、以上をもちましてですね、本日の会議を閉会したいと思います。

本日は誠にありがとうございました。